

平成28年9月30日
情報・システム研究機構
国立極地研究所規則第58号

最終改正 平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構国立極地研究所研究データ・電子データに対してデジタルオブジェクト識別子（以下「DOI」）を付与する際の手順を定める。

(運用ならびに対応)

第2条 情報図書室は、ジャパンリンクセンター(以下「JaLC」)への対応窓口として対応する。

DOI付与を行う各データについての対応窓口は以下の通りとする。

- 2 国際北極環境研究センターは、「北極域データアーカイブ（英語名称：Arctic Data Archive System）」（以下「ADS」）の運用を行い、ADSに登録する研究データに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。
- 3 情報図書室は、「国立極地研究所学術情報リポジトリ（英語名称：National Institute of Polar Research Repository）」（以下「NIPRリポジトリ」）の運用を行い、NIPRリポジトリに登録するコンテンツに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。
- 4 情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 極域環境データサイエンスセンターは、「国立極地研究所学術データベース（英語名称：National Institute of Polar Research Science Database）」（以下「NIPR学術データベース」）の運用を行い、NIPR学術データベースに登録する研究データに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。

(その他)

第3条 DOI は半恒久的に維持される必要があるため、JaLC 規定のDOI付与ガイドラインに従い、必要な手順を「DOI付与ガイドライン」として定める。

第4条 DOIを研究所として継続運用するため、データマネジメント委員会において、年度ごとにDOIが付与されたデータの管理状況の確認を行う。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。